

若桜町の空き家活用に関する支援メニュー【一覧】

(移住者・定住者・空き家所有者)

県外・町外



県外・町外から
移住したい

- 賃貸したい
- 購入したい
- 新築したい
- 起業・創業したい

使える支援制度番号

- ① ⑥ ⑦ ⑧ ⑨
- ① ③ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨
- ③ ⑧ ⑨
- ① ④ ⑤ ⑧

若桜町内



若桜町内に
定住したい

- 賃貸したい
- 購入したい
- 新築したい
- 起業・創業したい

- ① ⑥ ⑦ ⑧ ⑨
- ① ③ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨
- ③ ⑧ ⑨
- ① ④ ⑤ ⑧



空き家所有者

- 移住者へ
 - 賃貸したい
 - 売却したい
- 定住者へ
 - 賃貸したい
 - 売却したい
- 改修して住みたい
- 起業・創業したい

- ② ⑧ ⑨
- ② ⑧ ⑨
- ① ⑧ ⑨
- ① ⑧ ⑨
- ① ⑥ ⑦ ⑧ ⑨
- ① ④ ⑤ ⑧

若桜町の移住・定住・空き家などに関する支援制度概要

		【空き家改修支援】		
①	若桜町空き家利用活用流通促進補助金		<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 住宅用改修 住宅以外用改修 </div> 	…… P3
		【空き家改修支援】		
②	若桜町空き家再生事業補助金		<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 改修 家財撤去 仏壇撤去 </div> 	…… P3
		【移住支援】		
③	若桜町住宅支援補助金		<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 新築 改修 購入 家財撤去 </div> 	…… P4
		【定着支援】		
④	若桜町若者地域定着促進事業補助金		<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> シェアハウス・ゲストハウス・旅館 </div> 	…… P5
		【起業支援】		
⑤	若桜町創業支援補助金		<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 起業・創業 </div> 	…… P5
		【障害者支援】		
⑥	若桜町障害者住宅改良助成事業		<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 障がい者 </div> 	…… P6
		【介護支援】		
⑦	若桜町高齢者居住環境整備事業		<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 介護が必要な高齢者 </div> 	…… P7
		【薪ストーブ・薪ボイラー導入支援】		
⑧	若桜町木質バイオマス燃焼機器導入モデル推進補助事業費補助金		<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 薪ストーブ・薪ボイラーなど </div> 	…… P8
		【太陽光発電設備導入支援】		
⑨	若桜町住宅用太陽光発電導入推進補助金		<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 太陽光発電設備 </div> 	…… P8

①

若桜町空き家利用活用流通促進補助金



TEL 0858-82-2231

申請先：企画政策課

【内容】 1年以上活用していない空き家の所有者に対し改修費用などの一部を助成

【対象者】 空き家の所有者、空き家を借りる・買う予定の方、事業者など



1年以上の空き家



【補助額】 対象経費の 1/2

- ・住宅の場合 上限 90 万円
- ・お店などの場合 上限 150 万円

- 【要件】
- ① 10 年以上利用すること
 - ② 事業実施期間内に賃貸、売買等に係る契約または媒介契約を締結すること
 - ③ 今までに補助金を活用した改修を行っていない建物であること（併用についても不可）

【対象経費】

- ① 給排水設備、空調設備、電気設備、内外装改修工事
- ② 事業実施主体が自ら実施する場合、材料の購入費用
- ③ 住宅以外の用途に転用する場合、法令適合に必要な費用
- ④ 設計等費用
- ⑤ 家財道具の撤去処分費用
- ⑥ 外構整備費用

※ ただし、④から⑥に掲げる費用は①から③に掲げる費用に附帯し、その合計額は①から③に掲げる費用の合計額の 1/2 を限度とする

②

若桜町空き家再生事業補助金



TEL 0858-82-2231

申請先：企画政策課

【内容】 移住者に提供するための改修費用などの一部を助成

【対象者】 空き家の所有者



空き家



【補助額】 対象経費の 1/2 上限 200 万円

- 【要件】
- ① 若桜町空き家バンクに登録されていること
 - ② 10 年以上は移住者向けに住宅を提供すること
 - ③ 今までに補助金を活用した改修を行っていない建物であること（併用についても不可）

【対象経費】

- ① 改修・家財道具処分に係る費用

④

若桜町若者地域定着促進事業補助金



TEL 0858-82-2231

申請先：企画政策課

【内容】 地域・大学・民間事業者等が連携して空き家等を活用し、シェアハウスやゲストハウスを整備する場合の費用などを助成

【対象者】 町内在住者、団体など



シェアハウス・ゲストハウス・旅館



【補助額】 対象経費の 2/3 上限 500 万円

- 【要件】
- ① 工事完了後、6 カ月以内に運営を開始すること
 - ② 5 年以上運営する意思があること
 - ③ 今までに補助金を活用した改修を行っていない建物であること（併用についても不可）

【対象経費】 空き家等の改修及び家財道具の処分に係る経費。ただし、以下の経費は除く。

- ① 付属する車庫や物置等の工事費
- ② 申請者が直接行う工事費
- ③ カーテン、家具、調度品等の購入費
- ④ 電話、インターネット、テレビ等の配線工事
- ⑤ 空調機器の購入費や設置費
- ⑥ 外構工事
- ⑦ 土地若しくは建物の購入又は賃貸借に係る諸経費

⑤

若桜町創業支援補助金

新規開業・開業



- ・改修費
- ・宣伝費
- ・設備費
- ・備品購入費

TEL 0858-82-2238

申請先：経済産業課

【内容】 若桜町内で新たに起業、創業をする費用を助成

【対象者】 町内在住者、町内に法人を設立している者



起業・創業



【補助額】 対象経費の 10/10

39 歳までの方 上限 150 万円

40 歳以上の方 上限 100 万円

- 【要件】
- ① 他から同一事業に対する助成を受けていない方
 - ② 小規模事業者（常時使用する従業員の数が 20 人以下、商業またはサービス業については 5 人以下）であること
 - ③ 5 年以上継続して実施する見込みのある方
 - ④ 若桜町商工会員又は若桜町商工会に加入を行う方
 - ⑤ 今までに補助金を活用した改修を行っていない建物であること（併用についても不可）

【対象経費】

- ① 広告宣伝費、設備費、開設費、改修費、備品購入費

6

若桜町障害者住宅改良助成事業

居住改修



TEL 0858-82-2232

申請先：福祉保健課

【内 容】 障がい者が居住する住宅の利便性向上のための改修費用の一部を助成

【対象者】 町内に住所を有する方のうち、次の各号のいずれかに該当し、在宅生活の継続を希望する方

- ① 身体障害者手帳 1 級又は 2 級所持者（③に該当する方を除く）
- ② 療育手帳A所持者
- ③ 身体障害者手帳 1 ～ 3 級所持者で、下肢、体肝機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）の認定を受けた方

※ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による要介護認定及び要支援認定を受けた方、過去にこの要綱及び若桜町高齢者等居住環境整備助成事業実施要綱による助成を受けた方については、対象としない。



障がい者



【補助額】 対象経費の 2/3

- 【対象者】① ② に該当する場合
・・・・・・・・・・上限 100 万円
- 【対象者】③ に該当する方が、重度身体障害者日常生活用具給付等事業又は重度障害児・日常生活用具給付等事業における居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事の給付を受けた場合
・・・・・・・・・・上限 80 万円

【対象経費】 既存住宅の風呂、トイレ、居室その他の部分に係る改良及びホームエレベーター、階段昇降機、リフトその他の住宅改造と一体となった機器の設置に要する経費で対象者の日常生活の利便を向上するために必要と認められるもの。

- ※ 公共下水及び農業集落排水施設等への接続工事を伴う整備は助成対象外。
- ※ 新築及び増築は、原則として対象外。ただし、小規模な増築等既存住宅の改良に類するものと認められる場合は、当該必要経費を助成対象経費とする。

7

若桜町高齢者居住環境整備事業

居住改修



TEL 0858-82-2232

申請先：福祉保健課

【内容】 介護が必要な高齢者が自宅で自立した生活を送れるよう、改修費用の一部を助成

【対象者】 町内に住所を有する方のうち、在宅生活の継続を希望される方で、次の①～④の要件を全て備えた方。

- ① 介護保険制度の要介護（支援）認定において、要介護又は要支援の認定を受けた方（以下「要介護者」という。）
- ② 要介護者の属する世帯が助成を受けようとする日の属する年度（当該助成を受けようとする日が4月又は5月にあっては、前年度）分の市町村税が課されていないこと
- ③ 町長が居住環境の整備を必要と認めたものであること
- ④ 過去に高齢者居住環境整備助成事業による助成を受けていない方（著しく要介護状態区分が重くなった場合等、町長が特に必要と認める場合を除く）



介護が必要な高齢者

【補助額】 対象経費の2/3 上限 80万円

【対象経費】 既存住宅の玄関、風呂、トイレ、居室等の段差解消等や、ホームエレベーターの設置、玄関から公道までの歩行路の確保に係る経費。

※ 公共下水及び農業集落排水施設等への接続工事を伴う整備は助成対象としない。

※ 新築及び増築は、原則として対象外。ただし、やむを得ず増築が必要と認められる場合は、当該必要経費を助成対象とする。

※ 介護保険制度による住宅改修費の支給を受ける場合は、その対象部分を除く。

8

若桜町木質バイオマス燃焼機器導入
モデル推進補助事業費補助金

導入



TEL 0858-82-2231

申請先：企画政策課

【内容】 木質バイオマス燃焼機器（薪ストーブ、薪ボイラー等）の導入費用を補助

【対象者】 個人、事業所、団体



薪ストーブ・薪ボイラーなど



【補助額】 対象経費の 1/2 上限 40 万円

【要件】 次のいずれの要件に該当する方

- ① 町内に住所を有する者（転入により住所を有する見込みの方を含む）
- ② 主たる活動を町内で行っている事業所または団体

【対象経費】 燃焼機器の導入に係る費用（家屋の改修費を除く）

9

若桜町住宅用太陽光発電導入推進
補助金

TEL 0858-82-2231

申請先：企画政策課

【内容】 住宅用太陽光発電設備の設置費用を補助

【対象者】 個人



太陽光発電設備



【補助額】 対象経費の 1/3 上限 1Kw 当たり 40,000 円
（最大出力は 5Kw 未満とする）

【要件】 町内に住所を有する方（転入により住所を有する見込みの方を含む）

※ 既に当補助金の交付を受けた方を除く

太陽光発電設備は次のいずれの要件をみたすもの

- ア 1 件当たりの太陽電池の最大出力の合計値が 10Kw 未満の太陽光発電で、日本工業規格、IEC 等の国際規格に適合しているもの
- イ 事業実施主体が発注する事業者と設置工事を行う事業者は、県内事業者（県内に本店又は支店等がある事業者をいう）であること

【対象経費】 太陽光発電の設置に係る費用